



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 11 月 8 日
りそな銀行 国際事業部

【香港駐在員事務所/香港】

「強制退職積立金 (MPF)」制度における積立対象収入の変更について

2013 年 11 月 1 日より「強制退職積立金(MPF)」制度における積立対象収入ⁱの下限金額が現行の 6,500 香港ドルから 7,100 香港ドルに引き上げられました。

また、2014 年 6 月 1 日からは積立対象収入の上限金額が現行の 25,000 香港ドルから 30,000 香港ドルに引き上げられます。

◎ 2013 年 11 月 1 日より適用される積立対象収入の下限金額引き上げについて

雇用形態	対象収入の下限金額	
	現行	2013 年 11 月 1 日～
月給制従業員	月給 6,500 香港ドル	月給 7,100 香港ドル
自営業者	月給 6,500 香港ドル 或いは年収 78,000 香港ドル	月給 7,100 香港ドル 或いは年収 85,200 香港ドル
一時・臨時従業員 ⁱⁱ	日給 250 香港ドル	日給 280 香港ドル

強制積立金の計算は以下の通りとなります。

積立対象収入	強制積立金	
	雇用主負担	従業員負担
7,100 香港ドル未満	積立対象収入 × 5%	積立不要
7,100 香港ドル ~ 25,000 香港ドル	積立対象収入 × 5%	積立対象収入 × 5%
25,000 香港ドル以上	1,250 香港ドル	1,250 香港ドル

◎ 2014 年 6 月 1 日より適用される積立対象収入の上限金額引き上げについて

強制積立金の計算は以下の通りとなります。

積立対象収入	強制積立金	
	雇用主負担	従業員負担
7,100 香港ドル未満	積立対象収入 × 5%	積立不要
7,100 香港ドル ~ 30,000 香港ドル	積立対象収入 × 5%	積立対象収入 × 5%
30,000 香港ドル以上	1,500 香港ドル	1,500 香港ドル

以上

ⁱ 「積立対象収入 (Relevant Income)」とは、直接・間接を問わず会社が雇用契約の下に従業員に対して支払う、或いは支払ったすべての賃金・諸手当・コミッション (歩合)・賞与・チップ等の総額となります。但し、香港労働法で規定される「解雇保証金 (Severance Payment)」や「長期服務金 (Long Service Payment)」等は積立対象収入には含まれません。

ⁱⁱ 「一時・臨時従業員 (Casual Employee)」とは、建設業また飲食業に従事する日給制従業員、或いは雇用契約期間が 60 日未満の従業員を指します。

【出所：香港強制性公積金計画管理局 (MPFA) HP】

照会先： 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。 * 禁無断転載